

専決処分について（図書館の臨時休館について）

上記の議案を提出する。

令和元年 10 月 24 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理 由

立川市図書館条例（昭和 53 年 7 月 1 日条例第 29 号）第 6 条の規定による。

専決処分書

立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第3条第1項の規定に基づき、次を別紙のとおり専決処分する。

図書館の臨時休館について

令和元年10月11日

立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

図書館の臨時休館について

1 理由

台風 19 号の接近に伴う安全確保のため

2 対象施設

10 月 12 日及び 13 日に臨時休館とした施設

名称	位置
中央図書館	立川市曙町 2 丁目 36 番 2 号
柴崎図書館	立川市柴崎町 2 丁目 20 番 5 号
上砂図書館	立川市上砂町 1 丁目 13 番地の 1
幸図書館	立川市幸町 5 丁目 83 番地の 1
西砂図書館	立川市西砂町 6 丁目 12 番地の 10
多摩川図書館	立川市富士見町 6 丁目 51 番 1 号
高松図書館	立川市高松町 3 丁目 22 番 5 号
錦図書館	立川市錦町 3 丁目 12 番 25 号
若葉図書館	立川市若葉町 3 丁目 34 番 1 号